

# 米国特許商標庁 (USPTO) のAIエージェント「Class ACT」の導入と商標分類の自動化が知財戦略に与える影響に関する総合分析

Gemini 3.1 pro

## 序論: 商標実務におけるエージェントティックAI時代の幕開けと構造的課題の克服

グローバル経済における無形資産の価値がかつてないほど高まる中、企業のブランド戦略を法的に保護する商標制度の重要性は飛躍的に増大している。世界知的所有権機関(WIPO)の推計によれば、世界中で有効な商標登録数は2024年に9320万件に達し、2026年現在、1億件を突破する軌道に乗っている<sup>1</sup>。過去10年間で150%以上という出願件数の爆発的な増加は、各国の特許商標庁における審査の遅延(バックログ)を引き起こしてきた<sup>1</sup>。特に米国特許商標庁(USPTO)においては、10年前には最初の審査(Initial Examination)に至るまでの待機期間が平均3~4ヶ月であったものが、近年ではその倍以上に長期化しており、企業の迅速な市場投入戦略における重大なボトルネックとなっていた<sup>3</sup>。

この構造的課題に対する技術的ブレイクスルーとして、USPTOは2026年3月19日、商標出願の事前処理(Pre-processing)パイプラインを劇的に加速させる画期的な人工知能(AI)エージェント「Class ACT(Trademark Classification Agentic Codification Tool)」の導入を発表した<sup>4</sup>。本ツールは、これまで人間が手作業で行っていた国際分類(International Classes)の付与、図形検索コード(Design Search Codes)の割り当て、および擬似マーク(Pseudo Marks)の生成を瞬時に実行する機能を持つ<sup>3</sup>。

本報告書は、USPTOが導入した「Class ACT」の技術的・実務的機能の詳細を解剖するとともに、2026年1月1日に発効した第13版ニース国際分類(NCL 13)の改訂という国際的な制度変化と交差する形で、商標分類の自動化が企業の知的財産(IP)戦略、グローバル・ブランドのクリアランス、マドリッド協定議定書を利用した国際出願、および商標専門家の役割にどのようなパラダイムシフトをもたらすかを網羅的に分析する。

## 第1章: USPTOのAIエージェント「Class ACT」のアーキテクチャと運用メカニズム

### 事前処理プロセスの再構築: 5ヶ月の遅延から5分への短縮

USPTO長官のJohn A. Squires氏およびAI・データ最高責任者(Chief AI & Data Officer)であるRob Hayes氏によって発表された「Class ACT」は、商標審査における最も情報集約的で時間のかかる

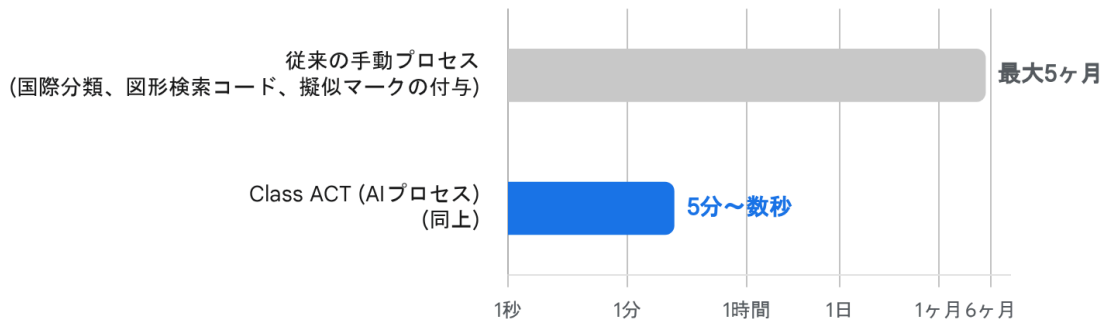
「事前審査 (Pre-examination)」のフェーズをターゲットとしている<sup>4</sup>。

商標出願が審査官のデスクに届く前段階において、出願書類が検索可能な状態に整理されていることは絶対条件である<sup>7</sup>。しかし、ロゴや特殊なデザイン、非標準的なスペルが含まれる場合、あるいは出願人が意図的にまたは過失によって国際分類を指定していない場合、これらの記録を既存のデータベースと照合可能にするためには高度なタグ付け作業が必要となる<sup>4</sup>。従来、USPTOの職員はこれらの記録を検索可能にするため、手動で設計検索コード、擬似マーク、国際分類を追加してきた<sup>4</sup>。出願数の急増に伴い、この手動プロセスだけで最大5ヶ月を要する事態が常態化し、出願人にとって大きなフラストレーションの源泉となっていた<sup>4</sup>。

Class ACTの導入により、この作業はわずか「5分、あるいは5秒」で完了することになる<sup>3</sup>。AIが瞬時にコーディングを行うことで、行政のロジスティクスに起因するボトルネックが解消され、商標の全体的な審査期間 (Pendency) の短縮が実現する<sup>3</sup>。

## 商標出願の事前処理期間の比較：手動 vs. Class ACT

プロセス完了までの所要時間 (秒単位ベース・対数スケール)



Class ACTの導入により、国際分類、図形検索コード、擬似マークの付与プロセスが最大5ヶ月から数分単位へと劇的に短縮された。これにより、審査官の実質的な審査開始までのボトルネックが解消される。

データソース: [USPTO](#), [Reed Smith](#), [USPatent.com](#), [JD Supra](#)

## 自動化される3つのコア・コンポーネントとその技術的意義

Class ACTが自動化の対象とする3つの要素は、商標の検索性と審査の質を担保する上で極めて重

要なインフラストラクチャである。

第一に、国際分類(International Classes)の即時付与である。ニース分類に基づく商品・サービスの区分は、出願された商標の保護範囲を決定する根幹であり、USPTOは1区分につき350ドル(基本出願料)の出願手数料を徴収する<sup>8</sup>。分類が欠落している出願や、曖昧な記述を含む出願に対して、AIは出願人の記述から意図された製品やサービスを自然言語処理(NLP)によって解析し、適切な国際分類を瞬時に割り当てる<sup>3</sup>。

第二に、図形検索コード(Design Search Codes)の自動生成である。商標出願において、ロゴや図形商標をテキストベースのデータベースで検索可能にするためには、図形の構成要素(例:幾何学模様、動物、特定のシンボル)を数値化・コード化する必要がある<sup>4</sup>。Class ACTはコンピュータ・ビジョン技術を用いて画像を解析し、これらの図形検索コードを即座に付与する<sup>3</sup>。これにより、特にIT企業や新興テクノロジー・ブランドが多用する、従来にない斬新なデザインの商標であっても、即座に検索データベースに統合される<sup>3</sup>。

第三に、擬似マーク(Pseudo Marks)の自動設定である。擬似マークとは、実際の出願商標と発音や意味が類似している、あるいは標準的でないスペルを持つ代替的なテキスト表現を指す<sup>3</sup>。例えば、「PHAT」という商標に対して「FAT」、「KLEEN」に対して「CLEAN」といった綴りをデータベース上に紐付けることで、審査官や実務家が商標の類否判断を行う際の検索漏れを防ぐ<sup>3</sup>。また、外国語の商標(例えば「IN FIORE」)に対して、その英訳(「in flower」)を擬似マークの翻訳インデックスとして関連付けることも含まれる<sup>14</sup>。これらは直接的な法的効力を持つものではないが、USPTOの審査システムにおいては、米国商標法第2条(d)に基づく「混同の生じるおそれ(Likelihood of Confusion)」の審査を行う上で、極めて強力な管理ツールとして機能する<sup>13</sup>。

## 人間の専門知識との相乗効果(Human-in-the-Loop)

USPTOは、AIの出力を最終的な決定として完全に委ねるのではなく、「Human-in-the-Loop(人間による介入と監視)」の原則を維持している。Class ACTによって生成された分類およびコーディング情報は、高度な精度を誇るものの、最終的な記録として確定される前にUSPTOの職員によって必ずレビューされる<sup>3</sup>。

このハイブリッド・アプローチの真の目的は、人員削減ではなく、リソースの再配分である。USPTOは、審査官を初期のデータ入力や分類という事務的・管理的なタスクから解放し、商標法における実体的な法的問題の解決に集中させる意図を明確にしている<sup>6</sup>。審査官は、識別性の欠如、記述的商標の判断、または先行商標との混同の生じるおそれの評価といった、高度な法的判断と思考を要する中核的な審査業務に専念できるようになる<sup>6</sup>。

## 第2章: グローバル主要知財庁におけるAI導入の比較分析(USPTO, EUIPO, JPO)

商標行政へのAI導入は米国特有の現象ではなく、世界中の主要な特許商標庁(IP5)が審査の質と速度を向上させるためにテクノロジーの統合を進めている。しかし、各庁の法制度や審査基準の違

いにより、AIツールの設計思想には明確な差異が見られる。USPTOの「Class ACT」と、欧州連合知的財産庁(EUIPO)および日本国特許庁(JPO)のAIイニシアチブを比較することで、グローバルな知財戦略におけるコンテキストが浮き彫りになる。

比較項目	USPTO(米国特許商標庁)	EUIPO(欧州連合知的財産庁)	JPO(日本国特許庁)
主要AIツールの名称	Class ACT (Trademark Classification Agentic Codification Tool) <sup>4</sup>	Goods & Services (G&S) Advisor (GenAI統合予定) <sup>17</sup>	JPO AI Visionに基づく検索ソート検証、TM Checker相当の検索アルゴリズム <sup>18</sup>
商標分類におけるAIの主目的	事前審査プロセスにおける分類の自動付与、図形コード・擬似マークの即時生成によるバックログ解消 <sup>4</sup>	出願時のHDB(Harmonised Database)からの適切な用語提案、多言語翻訳とガバナンスの合理化 <sup>17</sup>	審査官向けに先行商標や関連文献を関連度順にソートし、検索精度と審査品質を向上させる <sup>19</sup>
商品・役務の指定要件の厳格さ	極めて厳格。具体的な用途や機能の特定が必須であり、広範な用語(例:「化粧品」)は拒絶される <sup>21</sup>	比較的寛容。より広範で一般的な用語の登録が許容されやすい <sup>23</sup>	中間的。地域団体商標などの独自の審査基準も存在し、商取引の実態を重視 <sup>18</sup>
審査体制へのインパクト	5ヶ月の事前処理を数分に短縮し、審査官を実体的審査に集中させる <sup>4</sup>	2026年ワークプログラムにおいて、早期のケースマネジメントと案件の自動グループ化を推進 <sup>17</sup>	人間中心(Human-centered)の利用原則のもと、平均14ヶ月という相対的に安定した審査期間(Pendency)の維持・向上を支援 <sup>18</sup>

## EUIPO:「Goods & Services Advisor」と包括的アプローチ

EUIPOは、2026年のワークプログラムにおいて、ジェネレーティブAI(GenAI)を活用した「Goods & Services (G&S) Advisor」の立ち上げを明記している<sup>17</sup>。USPTOとEUIPOの最大の違いは、商品・役務の記述に対する許容度にある。USPTOは商品・役務の特定において極めて高い具体性を要求する(例えば、第3類において単なる「化粧品」という記載は認められず、「非薬用スキンケア用品」等への細分化が必要となる)<sup>21</sup>。

対照的に、EUIPOはより広範で一般的な用語を許容する傾向があるため、EUIPOのAIツールは、ユーザーの出願時にHDB(Harmonised Database)内の膨大な選択肢から適切な用語を提案し、EU全域の多言語間での翻訳システムを合理化することに主眼が置かれている<sup>17</sup>。EUIPOは、審査官が先行商標を引用して職権で出願を拒絶するのではなく、主に第三者からの異議申立(Opposition)に判断を委ねるシステムを採用しているため、AIの役割も審査の効率化と出願支援のバランスに置かれている<sup>25</sup>。

## 日本国特許庁(JPO):「人間中心」のAI Visionと国際協調

日本国特許庁(JPO)は、USPTOのような完全な「自動分類付与エージェント」とはやや異なるアプローチをとっており、AIの利用において「人間中心(Human-centered)」、セキュリティ、そして説明責任(Accountability)を基本原則とする「JPO AI Vision」を策定している<sup>18</sup>。

JPOは、世界最速かつ最高品質の審査を維持する(一次審査までの平均期間を安定的にコントロールすること)を目標としており、AIは審査官の判断を高度化するための「検索支援・ソートツール」としての側面が強い<sup>18</sup>。また、特筆すべき戦略的動きとして、2025年秋の三極特許庁長官会合(Trilateral Heads of Office Meeting)において、JPOがUSPTOおよび欧州特許庁(EPO)に対して、業務におけるAI活用の基本原則を定める「共通のAIビジョン(Trilateral AI Vision)」の開発を提案し、合意に至ったことが挙げられる<sup>18</sup>。この国際協調は、将来的に各国のAIツールが一定の共通基準のもとで商標分類の標準化(TM5 ID Listの拡充など)に寄与するための強力な布石となる<sup>26</sup>。

## 第3章:動的分類環境とAIの交差点:2026年ニース分類第13版(NCL 13)の衝撃

Class ACTの導入が知財戦略において決定的な意味を持つ理由は、それが「2026年ニース分類第13版(NCL 13)」の国際的な発効と完全に時期を同じくしているためである。2026年1月1日より、世界的な所有権機関(WIPO)が管理する商品・サービスの国際分類システムが更新され、世界中の特許商標庁がこれに従って新たな商標出願を処理することとなった<sup>27</sup>。

技術の進化、製品の複合化、および市場の変化を反映するため、NCL 13では多数の商品・サービスが異なる区分へ大規模に移管された。この移管作業は、出願人にとって既存のポートフォリオ管理に重大な死角(ブラインドスポット)を生じさせるリスクを孕んでいる<sup>1</sup>。

変更対象の製品・サービス群	従来の区分(2025年以前)	新区分(NCL 13 / 2026年以降)	分類変更の背景と知財戦略上の留意点
眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ	第9類(科学・電気機器等)	第10類(医療用機器)	単なる技術的・光学的な製品から、視力矯正や眼球保護といった医療・保健的

			用途の強調へのシフト。ウェアラブルデバイスとの境界線に注意が必要 <sup>27</sup> 。
緊急・救助車両(消防車、救命艇等)	第9類(科学・救命機器等)	第12類(乗物)	緊急用途であっても、本質的に「輸送・移動手段」であることを重視し、その他の車両との一貫性を図るための再編 <sup>27</sup> 。
電熱式衣類(保護・医療目的を除く)	第11類(冷暖房・環境制御装置)	第25類(被服)	「発熱する機械・装置」ではなく、日常的に「着用する衣類」としての本質を重視。アパレル企業のポートフォリオ見直しが急務 <sup>27</sup> 。
人工知能のサービス提供(AIaaS)	明確な独立エントリなし(機能に依存)	第42類(科学技術・ソフトウェア開発)	新たなテクノロジー・トレンドの公式な認知。AIプロバイダーは第42類でのコア保護を最優先すべきである <sup>27</sup> 。
エッセンシャルオイル	主に一括して第3類(香料・化粧品)	用途に応じて第1類(製造用)、第3類(芳香用)等に細分化	使用目的や最終的な提供価値に基づく厳密な分類への移行。食品香料は第30類に統一されるなど、業界全体での再分類が必須 <sup>27</sup> 。

### デュアルクラス戦略とAIによる分類の摩擦軽減

NCL 13の導入により、既存の登録商標が自動的に新区分に変更されることはない(遡及適用はされない)<sup>31</sup>。しかし、2026年以降に新規出願や派生ブランドの出願を行う企業は、同一の製品ラインであっても過去の出願とは異なる区分を選択しなければならないケースが生じる<sup>33</sup>。これに伴い、商標のクリアランス調査や侵害監視においては、古い区分(レガシー分類)と新しい区分の両方を網羅して監視する「デュアルクラス戦略(Dual-class strategies)」が必須となる<sup>1</sup>。

人間の実務家にとって、数万点に及ぶ商品・サービスが新旧どちらの区分に属するか、また契約書における「当該区分における権利」の解釈を常に把握し続けることは極めて負担が大きい<sup>32</sup>。しかし、Class ACTのようなAIエージェントは、最新のNCL 13のオントロジー(概念体系)を即座に学習し、出願された文字列から意味論的な文脈(例: そのエッセンシャルオイルが化粧品用か工業用か)を推論して瞬時に正しい区分を割り当てる能力を持つ。これは、特にデジタル領域やAI駆動型サービスを提供するテクノロジー・フォーカス・ブランドが、複雑な分類の迷路に対処する際の「摩擦」を劇的に軽減するものである<sup>3</sup>。

## 第4章: 国際出願戦略の最適化: マドリッド協定議定書とプライオリティ・チェーン

米国企業、あるいは米国を基礎として国際出願を行うグローバル企業にとって、Class ACTによる処理の迅速化は、単なる国内手続きの効率化にとどまらず、マドリッド協定議定書(マドプロ)に基づく国際出願戦略に多大な恩恵と抜本的な見直しをもたらす。

### 基礎出願の安定化とセントラル・アタック・リスクの低減

マドリッド協定議定書を利用して国際登録を得る場合、出願人は本国官庁(USPTO等)において出願済みの「基礎出願(Basic Application)」または「基礎登録(Basic Registration)」を有していることが絶対条件となる<sup>35</sup>。国際登録の効力は、登録日から5年間はこの基礎出願・登録の存続に依存しており、基礎出願が拒絶されたり無効化されたりすると、国際登録も連鎖的に取り消される(いわゆる「セントラル・アタック」の原則)<sup>37</sup>。

従来、米国において基礎出願を行う際、分類の誤りや商品・役務の不明瞭な記述が含まれていると、USPTOからOffice Action(拒絶理由通知)が発行され、審査が数ヶ月単位で停滞するリスクがあった<sup>36</sup>。マドリッド処理ユニット(MPU)は、USPTOに提出された国際出願のデータが基礎出願と一致しているかを認証する役割を担うが、もし変更や不備があれば、MPUによる個別のレビューが必要となり、WIPO国際事務局(IB)への転送が遅延する<sup>39</sup>。

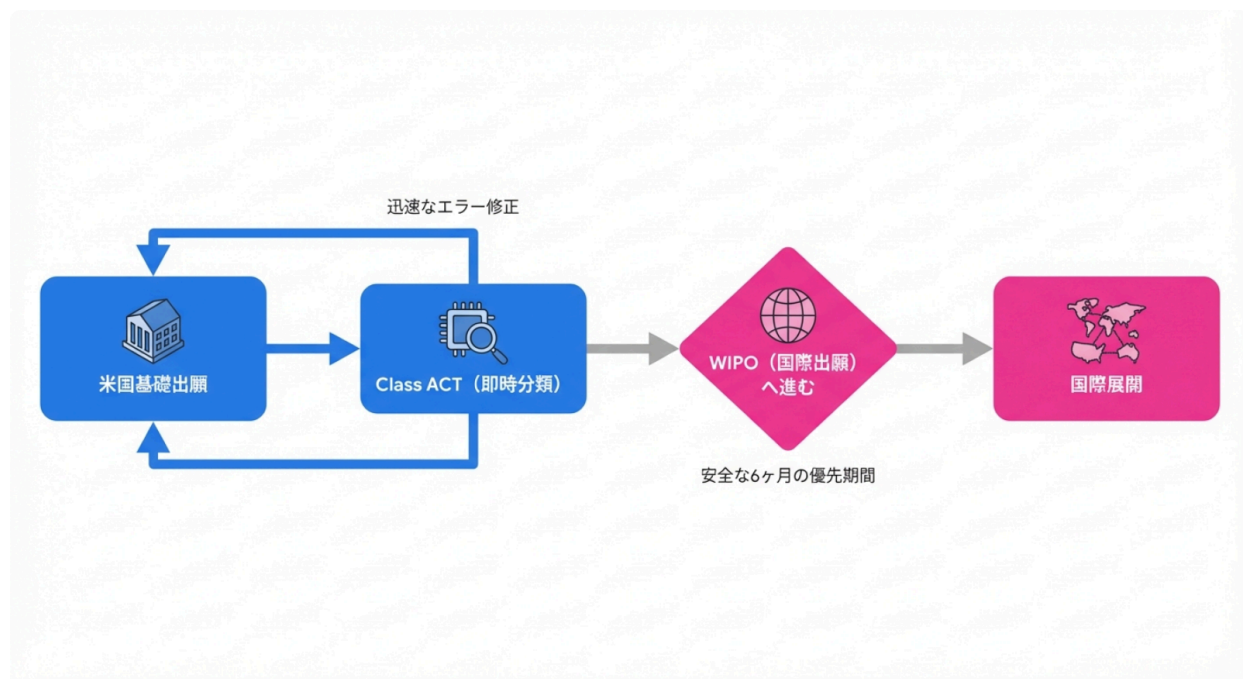
Class ACTが数分で初期分類を完了し、擬似マークや図形コードを正確に付与することで、出願人は基礎出願における致命的な形式的欠陥(Non-fixable errors)や、不適切な区分指定によるOffice Actionのリスクを極めて早期に、実質的にリアルタイムで把握できる<sup>3</sup>。これにより、出願人は「出願後すぐにWIPOへ国際出願書類を送付して指定国へ拡張すべきか」、あるいは「USPTOからの最初の審査通知(First Action)で基礎出願の有効性を確認してから拡張すべきか」という高度な戦略的判断を、より確度の高い情報に基づいて行うことが可能になる<sup>36</sup>。

### 6ヶ月の優先権主張(Priority Claims)期間の確保

パリ条約に基づく優先権主張は、最初の出願日から6ヶ月以内に他国へ出願を行えば、審査においてその最初の出願日を基準として取り扱われる強力な制度である<sup>41</sup>。もしこの6ヶ月の期間を逃した場合、出願自体は可能であるが、後続の出願は実際の提出日を基準に審査されるため、その間に第三者が類似商標を出願していた場合、致命的な障害(ブロック)となるリスクがある<sup>41</sup>。

USPTOにおける事前審査が5ヶ月を要していた従来の環境下では、基礎出願の内容が確定しないまま優先権期間のタイムリミット(6ヶ月)が迫り、見切り発車で国際出願を行わざるを得ないケースが散見された。しかし、Class ACTによって出願直後に分類とコーディングが完了することで、出願人は優先権期間のほぼ全域を有効に活用して、各国の市場動向、競合他社の動き、および翻訳の精査に時間を割くことが可能となる<sup>41</sup>。

## AI主導の事前処理が国際出願（マドリッド制度）に与える影響



Class ACTによる事前処理の即時化により、出願人はUSPTOでの基礎出願の分類リスクを早期に解消し、WIPOを通じた指定国への拡張（優先権主張）をより安全かつ迅速に行う戦略的優位性を得る。

さらに、インドのように複数の優先日を認めず、国際登録におけるすべての商品・サービスに対して単一の優先日のみを受け入れる国（インド特許意匠商標総局：CGPDTMの運用など）を指定する場合、基礎出願における分類と指定商品の正確性は決定的な意味を持つ<sup>44</sup>。Class ACTは、こうした厳格な外国法規に対応するための強固な基礎を提供するのである。

## 第5章：動的なブランド・クリアランスとリスク管理への移行

Class ACTの導入と、それに伴う検索可能性 (Searchability) の向上は、商標権者や代理人が自社の商標を出願する前に行う「クリアランス調査 (先行商標調査)」の精度とパラダイムを根本から変容させる。

## 「暗黒期間」の消滅と継続的インテリジェンス

これまでは、変則的なスペル(例:「Xtreme」)や複雑なロゴを持つ他社の商標が出願された場合、USPTOの職員が手動で図形検索コードや擬似マークを付与してデータベース上で適切に検索可能になるまでに数ヶ月のラグがあった<sup>3</sup>。このタイムラグは、商標実務において極めて危険な「暗黒期間(Blind Spot)」を形成しており、自社が莫大なコストをかけてブランド名やロゴを決定し出願した直後に、実は数ヶ月前に他社が類似商標を出願していたことが判明するというリスクが常に存在した<sup>3</sup>。

Class ACTによってこのラグが数分に短縮されれば、最新の出願状況がほぼリアルタイムでUSPTOのパブリック検索データベースに反映される<sup>6</sup>。結果として、企業の商標チームは、従来の「出願前の特定の時点で行う一過性のクリアランス調査」から、AIとビッグデータを活用した「継続的でインテリジェンス主導のブランド監視(Continuous, intelligence-led workflow)」へと戦略を移行させる必要に迫られる<sup>1</sup>。

## 現代のブランド執行の限界とAI主導のポートフォリオ設計

デジタルプラットフォーム、ストリーミングエコシステム、そして越境ECが拡大する中で、従来の「もぐらたたき(Whack-a-mole)」的な商標執行やテイクダウン通知への依存は、コストが高く非効率な戦略となっている<sup>45</sup>。Minx Lawの創設者であるCharlene Minx氏が指摘するように、現代のブランド執行は、事後的な監視からプロアクティブな商標ポートフォリオの設計へとシフトしなければならない<sup>45</sup>。

このシフトを支えるのが、AIを活用した高度な調査プラットフォームである。例えば、Clarivate社が提供するRiskMarkのような最新のツールは、単なるテキストの類似性だけでなく、コンピュータ・ビジョン(CV)技術を用いて図形商標の視覚的な比較を行い、さらに訴訟データの履歴から「特定のブランドオーナーが過去にどれほど攻撃的に権利行使を行ってきたか」「現実的な共存(Co-existence)が可能か」といった深いコンテキストまで提示するようになっている<sup>46</sup>。Class ACTによって出力される正確な図形コードと分類データは、こうした民間の高度なAI分析ツールの精度をさらに押し上げる燃料となる<sup>2</sup>。

## 第6章: AIエラー、法的責任、および倫理的考察

業務の圧倒的な自動化がもたらす恩恵の裏には、AIの誤謬(ハルシネーション)や不正確な分類による潜在的な法的・経済的リスクが存在する。商標の世界では、わずかな分類のズレが権利の無効化や巨額の訴訟に発展する可能性がある。

### USPTOにおけるエラーの修正限界とOffice Action

USPTOの規定において、出願書類の誤りは「修正可能なもの(Fixable mistakes)」と「修正不可能なもの(Non-fixable mistakes)」に厳格に分けられている<sup>16</sup>。連絡先や代理人情報の変更、または指定商品・役務の「削除」や「制限」は手続きの過程で修正可能である<sup>47</sup>。しかし、誤った商標権者の特定や、指定商品・役務の「不正確な識別」、さらには事後的な「指定商品・役務の拡張・追加」は修正不可能とされており、最初から手数料を支払って出願をやり直す必要がある<sup>16</sup>。

もしClass ACTが意図を読み違えて誤ったニース分類を付与し、かつ人間の審査官がそのエラーを見落としのまま手続きが進行した場合、出願人が後から「本来は第9類(ソフトウェア)もカバーしたかったが、第42類(SaaS)のみに分類されていた」と主張しても、それを拡張することは許されない<sup>11</sup>。結果として、商標の保護範囲に致命的な穴(欠落)が生じ、第三者による模倣を法的に排除できなくなるリスクが生じる。

## 不法行為法(Tort Law)と専門家の責任(Duty of reasonable inquiry)

AIシステムが引き起こした損害に関する法的責任の所在は、米国の不法行為法(Tort Law)において、現在最も議論が活発な領域の一つである<sup>49</sup>。AIの開発者、システムを導入した特許商標庁、あるいはAIを利用した弁護士の誰が過失(Negligence)の責任を負うのかは、各州の判例の蓄積を待つ段階にある<sup>49</sup>。

しかし、連邦規則およびUSPTOの運用ルールにおいては明確な指針が示されている。USPTOが2024年に発表したAIに関するガイダンスによれば、AIを使用した文書作成や手続きにおいても、連邦規則37 CFR 11.18(b)に基づく「合理的な調査の義務(Duty of reasonable inquiry)」は、書類に署名し提出する当事者(弁護士や出願人本人)に課される<sup>50</sup>。また、Thaler v. Vidal事件(2022年)の連邦巡回控訴裁判所の判決が特許の「発明者」は自然人でなければならないと判断したように<sup>50</sup>、知財の創造と権利行使の中核には常に人間が存在しなければならない。

すなわち、USPTOのAIツール「Class ACT」がどれほど優れていようとも、また民間のGenAIツールがどれほど精巧な商標記述を生成しようとも、最終的な正確性の担保と法的責任は、それを利用する人間の専門家に帰属するのである<sup>3</sup>。

## 第7章: エージェントAI時代における商標専門家の役割の進化

Class ACTに代表される特定のタスクに特化したAIエージェントの普及は、法務専門職のあり方を根本から再定義している。「AIが弁護士の仕事を奪うか」という議論は既に過去のものであり、現在直面している現実には「AIを統合し、クライアントに新たな価値を提供する法律事務所と、旧態依然としたモデルに固執し競争力を失う事務所との間の二極化」である<sup>52</sup>。

### 管理的タスクから戦略的アドバイザーへの昇華

歴史的に、商標弁護士やパラリーガルの業務の一定割合は、膨大なID Manualとの照合、適切な用語の選定、区分ごとの手数料計算、そして出願フォームへの正確なデータ入力といった、いわば「高度な事務作業」に費やされてきた。Class ACTはこれらのロジスティクスを自動化し、初期処理にかかっていた数ヶ月の時間を排除する<sup>6</sup>。

トムソン・ロイターが発表した「2025 Future of Professionals Report」によれば、調査対象となった法務専門家の77%がすでに文書レビューにAIを使用しており、法的調査(74%)、文書の要約(74%)、意見書のドラフト作成(59%)にも広範に導入されている<sup>54</sup>。この技術的シフトにより、弁護士1人あた

り年間約240時間のルーチン作業の節約が見込まれている<sup>54</sup>。

商標専門家は、このようにして生み出された膨大なリソースと時間を、以下のようなより高付加価値で戦略的な法的アドバイザリーに振り向けることが求められる。

1. **AI出力の戦略的監査とポートフォリオ設計**: AI(Class ACT等)が提案した分類が、ただ単に「現在の製品」を表現しているだけでなく、クライアントの将来の事業展開(M&Aによる事業統合、新領域へのブランド拡張、ライセンスビジネス)に合致しているかを俯瞰的に評価する「監査役」としての役割。特にNCL 13に伴う分類の変動期においては、この監査機能の重要性が際立つ<sup>1</sup>。
2. **複雑な紛争解決と共存合意の交渉**: 商標の類否や「混同の生じるおそれ」の判断基準は、法律、市場の認識、およびプロモーション手法の微妙な違いに依存する<sup>15</sup>。類似商標が発見された際、単に相手を訴えるのではなく、当事者間での精緻な共存合意(Co-existence agreements)を交渉し、双方がビジネスを継続できる法的枠組みを構築することは、人間の弁護士にしかできない高度な判断業務である<sup>15</sup>。
3. **グローバル法務リスクの統合管理**: 米国のNo Stolen Trademarks Honored in America Actのような複雑な地政学的・立法的動向や、各国のAI規制案(Take It Down Actやディープフェイク規制等)がブランドに与える影響を先読みし、多国籍企業に対して包括的なリスクヘッジを提案すること<sup>55</sup>。

Salesforceの最高法務責任者であるSabastian Niles氏が述べる通り、「AIのパイロットテストの時代は終わった」のである<sup>52</sup>。高い効率性と効果の向上をクライアントと共有することは、もはやオプションではなく、競争に生き残り、収益機会を捉えるための前提条件となっている<sup>52</sup>。

## 結論: AI主導の知財エコシステムにおける競争優位の確立

米国特許商標庁による「Class ACT」の導入は、知財行政における単なる内部システムのアップデートではない。これは、出願の準備段階から実体審査、そしてグローバルな権利化に至る商標保護のライフサイクル全体を劇的に加速させるパラダイムシフトの象徴である。

最大5ヶ月を要していた事前審査プロセスが数分に短縮されることは、ブランドオーナーに対して、より迅速な市場投入とタイム・トゥ・マーケットの優位性という決定的なビジネスメリットを提供する。また、図形検索コードや擬似マークの即時自動付与によるパブリック・データベースの検索性の飛躍的向上は、商標のクリアランス調査の精度を高め、不本意な権利侵害リスクを未然に防ぐ健全なエコシステムを形成する。

一方で、2026年のニース分類第13版(NCL 13)の施行に伴う分類の再編や、マドリッド協定議定書における基礎出願の戦略的意義、さらにはAIの誤謬に対する専門家の法的責任(Duty of reasonable inquiry)といった複雑な要素が絡み合う中、企業や知財専門家には新たなレベルの警戒と戦略性が求められている。商標出願は、単なる行政への「登録作業(ロジスティクス)」から、データとAIエージェントを駆使して構築する「ビジネス資産の戦略的設計」へと完全に移行した。

今後、グローバル市場で競争優位性を維持するためには、USPTO、EUIPO、JPOをはじめとする各国の特許商標庁が展開するAIシステムの特性とアルゴリズムの違いを深く理解し、自社のブランド・

ポートフォリオ管理にこれらのテクノロジーをシームレスに統合していく「ハイブリッド型」の知財戦略が不可欠となる。AIがインフラストラクチャとして機能するこの新たなエージェント時代において、真の勝者は、自動化によって得られたリソースを、ブランドの長期的価値の最大化と、高度な法的リスク予測に投資できる組織と専門家である。

## 引用文献

1. From reactive clearance to AI-powered brand intelligence | Managing Intellectual Property, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.managingip.com/article/2g55okxv3bn3od5esf94w/trademarks/from-reactive-clearance-to-ai-powered-brand-intelligence>
2. The hybrid advantage: Why the future of trade mark law is AI and human - CITMA, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.citma.org.uk/resources/the-hybrid-advantage-why-the-future-of-trade-mark-law-is-ai-and-human-mb26.html>
3. AI Comes to Trademark Law: What USPTO's Class ACT Means for Brand Owners, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.reedsmith.com/our-insights/blogs/viewpoints/102mo6v/ai-comes-to-trademark-law-what-usptos-class-act-means-for-brand-owners/>
4. Trademark classification goes agentic with USPTO's announcement of "Class ACT" assistant, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/trademark-classification-goes-agentic-usptos-announcement-class-act-assistant>
5. Trademark classification goes agentic with USPTO's announcement of "Class ACT" assistant, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2026/trademark-classification-goes-agentic-usptos-announcement-class-act>
6. USPTO Launches AI Examination Tools – What This Means for Trademark Applicants, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.jdsupra.com/legalnews/uspto-launches-ai-examination-tools-6593937/>
7. USPTO Launches AI Tool That Cuts Trademark Classification Time from Five Months to Five Minutes | US Patent, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspatent.com/2026/03/uspto-launches-ai-tool-that-cuts-trademark-classification-time-from-five-months-to-five-minutes/>
8. U.S. Trademark Classes Explained: Save Money and Time on TM Applications, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.dblawyers.com/us-trademark-classes-explained/>
9. Trademark Fee Changes at the USPTO: What You Need to Know - Quarles, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.quarles.com/newsroom/publications/trademark-fee-changes-at-the-uspto-what-you-need-to-know>
10. USPTO Unveils AI Tool to Accelerate Trademark Classification - ExecutiveGov, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.executivegov.com/articles/uspto-ai-trademark-classification>
11. Understanding USPTO Trademark Classes: A Guide for Businesses - Brown &

- Blaier, PC, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://brownandblaier.com/blog/uspto-trademark-classes/>
12. Bulk Data Directory - Open Data Portal - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://data.uspto.gov/bulkdata/datasets>
  13. The USPTO Trademark Case Files Dataset: Descriptions, Lessons, and Insights, 4月 1, 2026にアクセス、  
[https://www.uspto.gov/sites/default/files/ip/officechiefecon/Trademark\\_Case\\_File\\_Data\\_Documentation\\_31January2013\\_final.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/ip/officechiefecon/Trademark_Case_File_Data_Documentation_31January2013_final.pdf)
  14. Ten Tips and Tricks for Navigating the USPTO's New Search Tool, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.inta.org/perspectives/features/ten-tips-and-tricks-for-navigating-the-usptos-new-search-tool/>
  15. Overcoming a §2(d) Likelihood of Confusion Office Action – Part I: Securing a Trademark Registration on the Principal Register - Alt Legal, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.altlegal.com/blog/overcoming-%C2%A72d-part1/>
  16. Common problems in applications - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/trademarks/basics/common-problems>
  17. WORK PROGRAMME 2026 - EUIPO - European Union, 4月 1, 2026にアクセス、  
[https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document\\_library/contentPdfs/about\\_euipo/the\\_office/work\\_programmes/Work\\_Programme\\_2026\\_en.pdf](https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/the_office/work_programmes/Work_Programme_2026_en.pdf)
  18. JPO - STATUS REPORT 2026 - 特許庁, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2026/document/index/all.pdf>
  19. Index of AI initiatives in IP offices - WIPO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.wipo.int/en/web/ai-tools-services/ipos-initiatives>
  20. JPO Status Report 2026 Released | Japan Patent Office - 特許庁, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/statusreport/2026/matome.html>
  21. Goods and services - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/trademarks/basics/goods-and-services>
  22. Differences in Trademark Classification: US, EU, China, and Japan Compared | PatentPC, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://patentpc.com/blog/differences-in-trademark-classification-us-eu-china-and-japan-compared>
  23. 3 important differences between US and EU trademarks - Reggster, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://reggster.com/3-important-differences-between-us-and-eu-trademarks/>
  24. Overview of Japanese Trademark System and Procedures | Co... - Changeflow, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://changeflow.com/govping/courts-legal/japanese-trademark-registration-examination-and-madrid-PROTO-2026-03-27>
  25. EUIPO v USPTO: how counsel manage trademark procedures, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.managingip.com/article/2a5bqtj8ume32iwlaqcre/euipo-v-uspto-how-counsel-manage-trademark-procedures>
  26. European Union Intellectual Property Office (EUIPO) - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス

- ス、  
<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/pursuing-international-ip-protection/euipo>
27. New edition of the Nice Classification - EUIPO - European Union, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.euipo.europa.eu/en/news/new-edition-of-the-nice-classification>
  28. Trade Mark Law & Practice at a Glance – February 2026 - GJE, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.gje.com/resources/trade-mark-law-practice-at-a-glance-february-2026/>
  29. How 2026 Will Reshape Trademarks and Brand Protection - Founders Legal, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://founderslegal.com/how-2026-will-reshape-trademarks-and-brand-protection/>
  30. The New International Trademark Classification 2026: Key Takeaways | ALATIS, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://alatis.eu/en/new-international-trademark-classification-2026/>
  31. Coming on January 1, 2026: Thirteenth Edition of the Nice Classification - WIPO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/w/news/2025/coming-on-january-1-2026-thirteenth-edition-of-the-nice-classification>
  32. The 2026 NICE Classification Update & Why it Matters for Trademark Strategy, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://brandsymbol.com/the-2026-nice-classification-update-why-it-matters-for-trademark-strategy/>
  33. 13th edition of the Nice Classification: Changes in 2026 for trademark applications, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://buse.de/en/blog-en/technology/changes-in-2026-for-trademark-applications/>
  34. Nice Classification changes in January 2026 - Withers & Rogers, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://withersrogers.com/news/ip-case-law/nice-classification-changes-in-january-2026/>
  35. Madrid Protocol - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/ip-policy/trademark-policy/madrid-system-international-registration-marks-madrid-protocol>
  36. Outbound Madrid Protocol applicants - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/ip-policy/international-protection/madrid-protocol/outbound-applicants>
  37. WEDNESDAY, 27 APRIL 2022 The importance of the basic mark for the international registration - MARQUES, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.marques.org/blogs/class46/?XID=BHA5086>
  38. Decoding USPTO Office Actions: A Guide for Brand Owners - PatentPC, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://patentpc.com/blog/decoding-uspto-office-actions-a-guide-for-brand-ow>

[ners](#)

39. More on Madrid Protocol Filings | New York Intellectual Property Lawyer, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.ny-trademark-lawyer.com/more-on-madrid-protocol-filings.html>
40. Madrid Protocol USPTO as Office of origin, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Madrid-Protocol-Webinar-sli-desJune92020.pdf>
41. What is priority filing in trademark registration? - Jump, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.jumptrademarks.com/knowledgebase/what-is-priority-filing-in-trademark-registration/>
42. International Trademark Rights, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.inta.org/fact-sheets/international-trademark-rights/>
43. Guide to the Madrid System - WIPO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-455-2022-en-guide-to-the-international-registration-of-marks-under-the-madrid-protocol.pdf>
44. Journey of an International Trademark Registration: The Final Checkpoint - WIPO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/journey-of-an-international-trademark-registration>
45. Beyond Takedowns: Why Modern Brand Enforcement Is Broken and How Global Trademark Strategy Must Evolve - IPWatchdog.com, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://ipwatchdog.com/press/beyond-takedowns-why-modern-brand-enforcement-is-broken-and-how-global-trademark-strategy-must-evolve/>
46. RiskMark: An integrated conflict-assessment experience for trademark attorneys - Clarivate, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://clarivate.com/intellectual-property/blog/riskmark-an-integrated-conflict-assessment-experience-for-trademark-attorneys/>
47. Correcting errors in applications and registrations - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/trademarks/maintain/correcting-errors>
48. Trademark Classes Defined by Law | Intellectual Property Law Center - Justia, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.justia.com/intellectual-property/trademarks/trademark-classes/>
49. Liability for Harms from AI Systems - RAND, 4月 1, 2026にアクセス、  
[https://www.rand.org/pubs/research\\_reports/RRA3243-4.html](https://www.rand.org/pubs/research_reports/RRA3243-4.html)
50. Artificial intelligence (AI) guidance update - USPTO, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/business-methods-ai-guidance-sept-2024.pdf>
51. USPTO Provides Guidance on Using AI-Based Tools in Filing and Preparing Patent and Trademark Applications | Insights | Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.skadden.com/insights/publications/2024/05/uspto-provides-guidance-on-using-ai-based-tools>
52. How Law Firms Can Lead the Agentic AI Era — And What Clients Now Expect, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://corpgov.law.harvard.edu/2026/03/24/how-law-firms-can-lead-the-agenti>

- [c-ai-era-and-what-clients-now-expect/](#)
53. Will AI Render Lawyers Obsolete? - New York State Bar Association, 4月 1, 2026にアクセス、<https://nysba.org/will-ai-render-lawyers-obsolete/>
  54. See what legal professionals say about the role of AI and law, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://legal.thomsonreuters.com/blog/how-ai-is-transforming-the-legal-profession/>
  55. White House Unveils Framework for Artificial Intelligence Regulation - Foley & Lardner LLP, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.foley.com/insights/publications/2026/03/white-house-unveils-framework-for-artificial-intelligence-regulation/>
  56. 5 Trends to Watch: 2025 Trademark and Brand Management | Insights, 4月 1, 2026にアクセス、  
<https://www.gtlaw.com/en/insights/2025/1/published-articles/5-trends-to-watch-in-2025-trademark-and-brand-management>